

仕様書

1 業務名

岡山市消防局自家用電気工作物保安管理業務委託

※ 上記委託について、以下、岡山市を「甲」とし、受託者を「乙」とする。

2 目的

岡山市が設置した自家用電気工作物（以下「電気設備」という。）の保安管理業務を電気保安法人に外部委託し、電気設備の適切な保安管理を目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容及び対象

(1) 電気主任技術者（以下「主任技術者」という）の選任

乙は、主任技術者を選任すること。なお、主任技術者は作業中現場に常駐し、技術上の管理及びその他の管理を図らなければならない。また、主任技術者は電気事業法第44条に定める要件を満たす者とする。

(2) 業務の対象

- ア (ア) 事業場の名称 岡山市北消防署
(イ) 事業場の所在地 岡山市北区鹿田町二丁目4-1
(ウ) 電気設備の概要
- | | |
|-------------|----------------------------|
| a 受電電圧 | 6, 600V |
| b 設備容量 | 575kVA (1φ275kVA+3φ300kVA) |
| c 非常用予備発電設備 | |
| 発電機定格容量 | 225kVA |
| 発電機定格電圧 | 220V |
| d 太陽光発電設備 | |
| 定格容量 | 10kW |
| 定格電圧 | 200V |
- イ (ア) 事業場の名称 岡山市西消防署
(イ) 事業場の所在地 岡山市北区野殿西町427-1
(ウ) 電気設備の概要
- | | |
|-------------|--|
| a 受電電圧 | 6, 600V |
| b 設備容量 | 600kVA (1φ150kVA+3φ150kVA
通信専用3φ300kVA) |
| c 非常用予備発電設備 | |
| 発電機定格容量 | 150kVA |
| 発電機定格電圧 | 220V |
| d 太陽光発電設備 | |
| 定格容量 | 10kW |

- 定格電圧 110V
 e 非常用予備発電設備（情報指令課）
 発電機定格容量 260kVA
 発電機定格電圧 220V
- ウ (ア) 事業場の名称 岡山市中消防署
 (イ) 事業場の所在地 岡山市中区今在家地先
 (ウ) 電気設備の概要
 a 受電電圧 6,600V
 b 設備容量 250kVA (1φ100kVA+3φ150kVA)
 c 非常用予備発電設備
 発電機定格容量 90kVA
 発電機定格電圧 220V
 d 太陽光発電設備
 定格容量 10kW
 定格電圧 100V
- エ (ア) 事業場の名称 岡山市消防教育訓練センター総合訓練施設
 (イ) 事業場の所在地 岡山市中区桑野116-3
 (ウ) 電気設備の概要
 a 受電電圧 6,600V
 b 設備容量 100kVA (1φ50kVA+3φ50kVA)
- オ (ア) 事業場の名称 岡山市北消防署番町分署
 (イ) 事業場の所在地 岡山市北区番町二丁目1-1
 (ウ) 電気設備の概要
 a 受電電圧 6,600V
 b 設備容量 80kVA (1φ50kVA+3φ30kVA)
 c 非常用予備発電設備
 発電機定格容量 31.5kVA
 発電機定格電圧 220V
 d 太陽光発電設備
 定格容量 15kW
 定格電圧 200V
- カ (ア) 事業場の名称 岡山市西消防署高松出張所・
 北区役所高松地域センター（合同庁舎）
 (イ) 事業場の所在地 岡山市北区高松原古才247
 (ウ) 電気設備の概要
 a 受電電圧 6,600V
 b 設備容量 125kVA (1φ75kVA+3φ50kVA)
 c 非常用予備発電設備
 発電機定格容量 5.5kVA

- | | | | |
|---|-------------|---|------------|
| | | 発電機定格電圧 | 1 0 0 V |
| d | 太陽光発電設備 | | |
| | | 定格容量 | 1 0 kW |
| | | 定格電圧 | 2 2 0 V |
| キ | (ア) 事業場の名称 | 岡山市消防航空隊 | |
| | (イ) 事業場の所在地 | 岡山市南区浦安南町671-1 | |
| | (ウ) 電気設備の概要 | | |
| | a 受電電圧 | 6, 6 0 0 V | |
| | b 設備容量 | 1 5 0 kVA (1 φ 5 0 kVA + 3 φ 1 0 0 kVA) | |
| | c 非常用予備発電設備 | | |
| | | 発電機定格容量 | 3 1. 5 kVA |
| | | 発電機定格電圧 | 2 2 0 V |
| ク | (ア) 事業場の名称 | 岡山市中消防署倉田出張所 | |
| | (イ) 事業場の所在地 | 岡山市中区倉田518 | |
| | (ウ) 電気設備の概要 | | |
| | a 受電電圧 | 6, 6 0 0 V | |
| | b 設備容量 | 6 0 kVA (1 φ 3 0 kVA + 3 φ 3 0 kVA) | |
| | c 非常用予備発電設備 | | |
| | | 発電機定格容量 | 2 2. 5 kVA |
| | | 発電機定格電圧 | 2 2 0 V |
| | d 太陽光発電設備 | | |
| | | 定格容量 | 5 kW |
| | | 定格電圧 | 2 0 0 V |
| ケ | (ア) 事業場の名称 | 岡山市南消防署 | |
| | (イ) 事業場の所在地 | 岡山市南区浦安南町495-88 | |
| | (ウ) 電気設備の概要 | | |
| | a 受電電圧 | 6, 6 0 0 V | |
| | b 設備容量 | 2 5 0 kVA (1 φ 1 0 0 kVA + 3 φ 1 5 0 kVA) | |
| | c 非常用予備発電設備 | | |
| | | 発電機定格容量 | 1 5 0 kVA |
| | | 発電機定格電圧 | 2 2 0 V |
| | d 太陽光発電設備 | | |
| | | 定格容量 | 1 0 kW |
| | | 定格電圧 | 2 0 0 V |
| コ | (ア) 事業場の名称 | 岡山市消防教育訓練センター水難救助訓練施設 | |
| | (イ) 事業場の所在地 | 岡山市南区浦安南町495-88
(岡山市南消防署と同一敷地内) | |
| | (ウ) 電気設備の概要 | | |
| | a 受電電圧 | 6, 6 0 0 V | |

- b 設備容量 105kVA (1φ30kVA+3φ75kVA)
- c 太陽光発電設備
 - 定格容量 10kW
 - 定格電圧 200V
- サ (ア) 事業場の名称 岡山市南消防署妹尾出張所
- (イ) 事業場の所在地 岡山市南区妹尾964-1
- (ウ) 電気設備の概要
 - a 非常用予備発電設備
 - 発電機定格容量 43kVA
 - 発電機定格電圧 220V

(3) 保安管理業務内容

甲の定める保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は別紙「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。

(4) 絶縁監視装置の設置（乙が設置する場合）

法令上の設備条件を満足する場合は、低压電路の絶縁（漏電）を24時間監視するために絶縁監視装置を乙の責任において設置し、これを維持管理すること。また、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担すること。

(5) 点検種別

- ア 月次点検・隔月点検（法令上隔月とならないものを除く。）
- イ 年次点検 年1回
- ウ 不定期による点検（臨時点検）、呼出等下記事項についても本契約（無償対応）を含むものとする。但し、特別な費用が発生する場合は甲乙で協議するものとする。
 - (ア) 電気設備に関する相談
 - (イ) 電気設備工事に係る工事立会（工事期間中週1回以上）
 - (ウ) 年1回の停電作業
 - (エ) 1日24時間の緊急故障対応（原因探究等）
 - (オ) 緊急の際には2時間以内に現場に到着、応急措置を施すこと
 - (カ) 中国四国産業保安監督部への諸申請等及びその費用
 - (キ) 絶縁監視装置本体及び設置に係る費用

(6) 緊急時の協力体制

電気事故等、緊急時の協力体制について明確にし、対応ができること。

5 検査、委託料の請求

- (1) 乙は、6ヶ月毎の検査に合格した時は契約書で定めた金額を甲に請求するものとする。各回の請求金額は、契約金額を2等分した金額とし、端数は初回の支払いに合算するものとする。
- (2) 検査員の検査に合格しない場合、乙は遅滞なく、不良箇所の再作業を行い、再検査を受けなければならない。

6 契約保証

契約保証金として、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額を契約終結日までに納付すること。納付方法については別途指示する。

7 その他

(1) 入札の結果、落札業者となった場合は、岡山市との委託契約書に加え、自家用電気工作物の保安管理業務に関する付帯契約書の内容が、電気事業法に照らして保安管理業務外部委託を行うために不足がないか確認し、契約を遅滞なく締結すること。

(2) 経済産業省中国四国産業保安監督部への申請・届出

入札の結果、乙との契約が締結された場合は契約期間の開始の日から速やかに乙の責任において手続き書類を作成し、中国四国産業保安監督部あてに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安管理規程届出書を提出するものとする。（電気事業法第42条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項）

(3) 乙は業務遂行にあたり関係法規を遵守し、甲より次の記録等の求めがあった場合は、直ちに開示すること。

ア 保護具・防護具の耐圧試験記録

イ 測定器具の校正・誤差試験記録

ウ 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の宣誓書

(4) 点検報告書

ア 月次・年次点検

点検月の翌月速やかに不良箇所対応状況表（対応状況・改善有無の確認を含む）を添え、点検報告書を提出すること。不良箇所や指摘事項等があった場合は、その内容、原因、漏電調査結果等を具体的に記述するとともに、現場写真（遠影・近影）も添付すること。

イ 臨時点検

呼出等による不定期の点検において、不良箇所や指摘事項等があった場合は、その内容、原因、漏電調査結果等を別途書面にて報告すること。また、現場写真（遠影・近影）も添付すること。なお、不良箇所や指摘事項等の内容で緊急性が高いと判断されるものは、速やかに消防企画総務課へ一報すること。

(5) 不明な点は、担当者と十分協議し業務に取りかかること。

(6) 防災上重要な施設であるため、災害出動等の支障にならないよう十分注意すること。

8 担当者

岡山市消防局消防総務部

消防企画総務課 経理係 山崎・梶尾（電話：086-234-9972）